

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 三 年 十 月 八 日

目 次

規 則

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 委 員 会)

二

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同)

二

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同)

二

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表環境管理課の項中「土壌環境係」の下に「盛土規制係」を加え、同条第二項の表環境管理課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 盛土規制の総合調整に関すること。

第二十六条第一項の表環境管理課の部に次のように加える。

盛土対策調整監 一人

上司の命を受け、盛土規制に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「温暖化・気候変動対策監」を「温暖化・気候変動対策監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年

岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「温暖化・気候変動対策監」の下に「盛土対策調整監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「温暖化・気候変動対策監」の下に「盛土対策調整監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十五号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）

の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中「温暖化・気候変動対策監」を「温暖化・気候変動対策監、盛土対策調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年十月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社